請願文書表

(25年6月定例会)

	•				(2340)	
受理 番号	受理月日	件 名	請願者	紹介議員	要旨	所管委員会
<u>第</u> 1	6月3日	年金2.5%削減を中止するよう意見書提出を求める請願	亀岡市余部町上条 1 3 番地 亀岡教育会館内 全日本年金者組合亀岡支部 支部長 三上 悟	田立馬並苗 世立馬並苗 愛活	(請願の要旨) 2013年10月からの2.5%の年金削減を中止すること。 (請願の理由) 亀岡市民の福祉増進への日頃のご尽力に敬意を表します。 さて、昨年11月16日、衆議院解散に先立ちる法との手間で年金を2.5%削減する法とが事論もされずに成立もした。 10月から審議もされずに成立りました。 10年前の「物価スライド特別水準の解消」を理税としていますが、灯油や生活の解料・介護保険を理税としていますが、灯油や生活が、大学をではははいる今、10年以上も遡って消費税の増税があっ、10年以上も遡って消費税の増税があった。 は計り知れません。安は計り知れません。 さは計り知れません。 さいますが、「特別などで高齢の増税がありません。では計り知れません。では対しません。では対しているが、対にはありません。では対しながありません。では対しているがははありません。では、新のではは、新の大きには、新の大きには、おいるのよりを担めるがありません。では、おいるのよりを担めては、では、おいるのよりを担めるがありません。のよりを担めては、です。を担めては、物価高騰に対しています。 をは、なけます。 をは、なります。 をは、物価高に対して手段とのものです。を削減の手段とのものものです。	環境厚生常任委員会

	は本末転倒です。 このような年金削減の流れを変えたいとする、私たちの運動にご理解頂き、不況をより深刻にする年金2.5%削減の実施を中止するよう、地方自治法第99条規定による意見書を国に提出されるよう請願します。 地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。	
--	---	--